

農業競争力強化基盤整備事業のうち
水利施設整備事業 <公共>

【令和5年度予算概算決定額 63,319 (62,717) 百万円の内数】
 (令和4年度補正予算額 81,975百万円の内数)

<対策のポイント>

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、パイプライン化・ICT化等により水利利用の高度化、水管理の省力化を図ります。

<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を削減する地区の割合（10割【令和7年度まで】）

<事業の内容>

1. 基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備
 地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施
2. 基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編
 機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施
3. 農業用ダムの洪水調節機能の強化を含む流域治水対策の推進
 - ① 農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施
 - ② 田んぼダムに取り囲む地域において基幹から末端までの施設を一体的に整備
4. 脱炭素化の推進
 小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して推進
【附帯事業】省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費

5. 戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立

- ① 担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施
- ② 作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施
【附帯事業】中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、作付転換に応じた推進費

6. 管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備
 ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施

7. 施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等
 水利利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定を実施

<事業の流れ>



【実施要件】 受益面積200ha以上 等

※ 下線部は拡充内容

<事業イメージ>



水利施設整備事業（拡充） ～低炭素型の農業水利システムへの移行を推進～

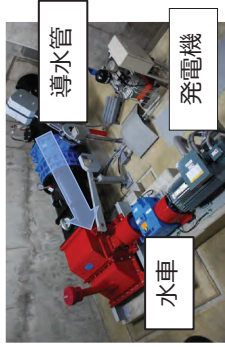
- 2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、**農業水利施設の省エネ化・再エネ利用をより一層推進する必要**。
- このため、小水力発電施設の導入や省エネルギー化に資する高効率設備への更新等の取組を強化するとともにソフト対策との連携による相乗効果の発揮を促進し、**低炭素型の農業水利システムへの移行を加速**。

○ハード整備

【事業内容】

小水力等発電施設の導入や高効率設備・インバータの導入等の省エネルギー化に資する施設の整備を支援。

◇小水力等発電施設の再生可能エネルギーの導入



◇省エネルギー化のための高効率設備の整備

○ポンプの高効率化



【実施要件】 ・受益面積 100ha以上等（末端支配面積要件なし）
・省エネ化・再エネ利用に係る計画を策定すること

【事業実施主体】

都道府県、市町村、土地改良区等

【補助率】

50%等（中山間地域等 55%）

○ソフト支援（実施計画策定事業）

- ・ハード整備を行うにあたって必要な調査・検討、計画策定
 - ・発電水利権の確保のために必要な調査・検討
 - ・**農業水利施設の省エネルギー化に向けた調査・検討**
- 【事業実施主体】 都道府県、市町村、土地改良区等

【附帯事業（R5年度拡充）】

- ・省エネルギー化推進計画に基づき、施設管理者がハード対策及びソフト対策（無効送水の削減等）によって、地区全体で所定のエネルギー消費効率の改善を達成した場合に、当該ハード対策にかかる農家負担分に促進費を交付
- ・採択期間：R5～R7（3年間）

※上記期間中に事業実施に向けて調査に着手している地区にも適用

・支援内容

支援基準 (エネルギー消費効率の改善)	促進費 (ハード対策に係る割合)
事業実施後の4年間におけるエネルギー原単位※の変化率が99%以下	5% (農家負担の8割)
事業実施後の4年間におけるエネルギー原単位の変化率が105%以下で、直近2年度のエネルギー原単位が悪化していないこと	5% (農家負担の8割)

※エネルギー原単位：電気使用量÷電気使用量と密接な関係を持つ値
(例：施設管理に係る収入、施設稼働時間、使用水量等)

【補助率】 定額（R7年度まで）

R5年度における農業水利施設の省エネルギー化推進のための制度拡充の概要

- 農業水利施設の省エネルギー化を推進し、エネルギー価格の高騰の影響を受けにくい農業水利システム（管理手法、設備）への転換を促すため、地区全体で所定のエネルギー消費効率の改善を達成した場合に、ハード対策の農家負担分を低減する仕組みを導入。

支援内容

【対象事業】

- ①国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）
 - ・実施要件：受益面積500ha以上、総事業2,000万円以上等
 - ・負担割合（基本）：国2/3、都道府県19.4%、市町村9%、農家5%
- ②水利施設整備事業（低炭素農業水利システム構築型）
 - ・事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等
 - ・実施要件：受益面積100ha以上等
 - ・負担割合（基本）：国50%、都道府県31%、市町村13%、農家6%

【支援内容】

- 省エネルギー化計画を策定し、ハード対策に加え、ソフト対策に取り組み、地区全体で所定のエネルギー消費効率の改善を達成した場合に、ハード対策にかかる農家負担分の8割を促進費として交付。

エネルギー消費効率の改善基準※1	促進費助成割合（整備費に対する割合）	
	①国営かんがい排水事業	②水利施設整備事業
<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施後4年度における原単位※2の变化率の平均が99%以下 ・事業実施後4年度における原単位※2の变化率の平均が105%以下で、かつ、直近2年度連続で原単位が悪化していない 	4% 〔農家負担割合 5%→1%〕	5% 〔農家負担割合 6%→1%〕

※1：再エネ賦課金の減免制度における優良基準と同じ基準を適用（優良基準を達成した場合は再エネ賦課金が8割減免）

※2：原単位＝電気使用量÷電気使用量と密接な関係を持つ値（施設管理に係る収入、施設の稼働時間、使用水量等）

【採択期間】

- 令和5年度～令和7年度（3年間の時限措置）

※上記期間中に調査に着手した地区も対象とする。

支援のイメージ

ハード対策

事業による省エネ化のためのポンプの高効率化等



ソフト対策

施設管理者による地区全体での省エネ化に向けたソフト対策の実施

- ＜ソフト対策の例＞
- ▶ ポンプの吸込／吐出水位の見直し
 - ▶ 大口径ポンプの優先使用
 - ▶ 無効送水の節減
 - ▶ 節水による送水量の削減等

+

地区全体で所定のエネルギー消費効率改善基準を達成

促進費によりハード対策の農家負担分の8割を交付

促進費による負担軽減のイメージ（②水利施設整備事業の場合）

通常	国	県	市町村	農家
	50%	31%	13%	6%
促進費交付後	国	県	市町村	農家
	50%	31%	13%	5%

農家1%
促進費 5%
国1/2 県1/2

【参考】

- ・水利施設整備事業（実施計画策定事業）において、農業水利施設の省エネ化に向けた調査・検討を支援

< 対策のポイント >

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における高収益作物を導入した営農体系への転換のための畑地化・汎用化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

< 事業目標 >

- 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）
- 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上 [令和7年度まで]）

< 事業の内容 >

1. 畑作経営の体質強化に必要な畑地かんがい等の生産基盤や営農環境の総合的な整備
 畑地帯における畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の総合的な基盤整備を実施するもの

〔営農用水施設や土層改良、水管理施設の整備等は単独でも実施可能〕

【附帯事業】

中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費
 高収益作物の導入面積割合に応じた促進費（畑地周辺の水田の畑地化を対象に追加）
 【実施要件】 受益面積20ha（畑地帯総合整備中山間地域型は10ha）以上
 （樹園地については受益面積5ha以上 ※（0.5ha以上の団地の合計））等

※ 優良品種・品目の導入に取り組み場合

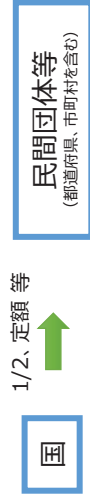
2. 水田地帯における高収益作物等の導入・定着に向けた畑地化・汎用化のための整備
 高収益作物の導入・定着に向け、パイプライン化や排水改良等による水田の畑地化・汎用化等の基盤整備を実施するもの

【附帯事業】

高収益作物や畑作物の導入面積割合に応じた促進費 等
 【実施要件】 受益面積20ha（中山間地域等 10ha）以上
 （事業実施区域の5割以上で高収益作物を作付けする場合は5ha以上）
 （畑作物等転換型：受益面積5ha以上
 （受益面積全てで畑作物・園芸作物が作付けされること））等

3. 事業の実施に必要な実施計画や換地計画の策定のための調査・調整等

< 事業の流れ >



※ 下線部は拡充内容

< 事業イメージ >



水利施設整備事業及び畑地帯総合整備事業の拡充（令和4年度補正）

施策の目的

○ ロシアのウクライナ侵略等、国際情勢が大きく変化し、経済安全保障・食料安全保障の重要性がこれまでになく高まる中、海外依存度の高い農産物の国内生産の拡大等により、食料安全保障の強化を図る。

施策の概要

○ 「水利施設整備事業」及び「畑地帯総合整備事業」を拡充し、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な排水対策等の基盤整備を支援するとともに、基盤整備にかかる農業者の費用負担分を支援する仕組みを導入することで、作付転換を強力に推進。

水利施設整備事業（畑作等推進支援水利再編型）の創設

【事業内容】

作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等

【要件】

- ① 受益面積20ha以上（中山間地域10ha以上）、末端支配面積なし
- ② 受益地内の水田面積を20%以上（最低5ha以上）畑作物・園芸作物に転換すること

※転換した水田は水活交付金の交付対象水田から除外

【事業実施主体】

	国	県	市	農家(参考)
内地	50.0%	27.5%	10.0%	12.5%
(中山間)	(55.0%)	(27.5%)	(10.0%)	(7.5%)
北海道	50.0%	32.5%	10.0%	7.5%
(中山間)	(55.0%)	(32.5%)	(10.0%)	(2.5%)
沖縄	80.0%	12.5%	5.0%	2.5%
奄美	65.0%	25.0%	8.0%	2.0%
離島	55.0%	27.5%	10.0%	7.5%

【補助率、ガイドライン】

附帯ソフト事業により
農家負担相当分を定額支援

畑地帯総合整備事業（畑作物等転換型）の創設

【事業内容】

作付転換に必要な区画整理、農業水利施設等の整備

【要件】

- ① 受益面積5ha以上、末端支配面積なし
 - ② 地域全体として畑作物・園芸作物への転換を行うこと
- ※本事業を実施した地区は、水活交付金の交付対象水田から除外

【事業実施主体】

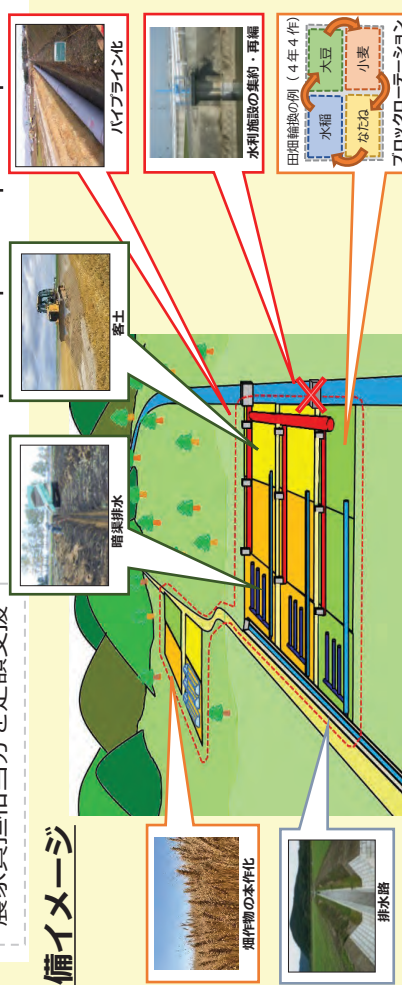
	国	県	市	農家(参考)
内地	50.0%	29.0%	11.0%	10.0%
(中山間)	(55.0%)	(28.5%)	(10.5%)	(6.0%)
北海道	50.0%	33.5%	10.5%	6.0%
(中山間)	(55.0%)	(33.0%)	(10.0%)	(2.0%)
沖縄	80.0%	13.0%	5.0%	2.0%
奄美	65.0%	25.5%	8.0%	1.5%
離島	55.0%	28.5%	10.5%	6.0%

【補助率】

50%等

附帯ソフト事業により
農家負担相当分を定額支援

整備イメージ



附帯ソフト事業（産地形成支援事業）

【事業内容】

畑作物・園芸作物への転換に向けた支援

【補助率】

定額（農家負担額相当まで）